

相模原市要介護認定等に係る 主治医意見書等の提供について

これは、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営に資することを目的として、介護サービス計画作成事業者等に主治医意見書及び認定調査票の写しを提供するものです。

1 情報提供対象者

要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「本人」という。）と契約をしている又は契約を予定している介護サービス計画作成事業者等に情報提供をすることができます。

2 必要な書類

(1) 主治医意見書等の提供依頼書		
(2) 本人の情報提供に関する同意書	1	
(3) 本人との契約関係又は契約を予定していることが認められる書類の写し	2	3
(4) 返信用封筒（事業所名・担当者名を記入したもの、一度の提供依頼につき1枚）	4	

- 1 介護保険認定申請書の同意欄で、本人の同意が確認できる場合は不要です。
- 2 居宅サービス計画作成依頼届出書等の提出により、契約関係が確認できる場合は不要です。
- 3 要支援者について、包括から委託を受けた居宅介護支援事業者が依頼する場合には、本人・包括・居宅介護支援事業者の3者間の契約書の写しが必要です。ただし、令和3年2月1日以降に提出された「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」において、契約関係が確認できる場合は不要です。
- 4 複数名の提供を依頼する場合は、定形外の封筒のご用意をお願いします。

3 提供依頼にあたっての留意事項

- ・認定後（被保険者本人に通知します。）に提出してください。
更新・区分変更等の認定申請がされた場合は、新しい認定結果が出るまで、最新の主治医意見書又は認定調査票は提供できません。
- ・本人が生活保護を受給している65歳未満の人の場合は、生活保護担当課にお問い合わせください。

4 受付窓口

- ・ 緑高齢・障害者相談課（緑区合同庁舎3階）
- ・ 城山福祉相談センター（城山総合事務所第1別館1階）
- ・ 津久井高齢・障害者相談課（津久井保健センター1階）
- ・ 相模湖福祉相談センター（相模湖総合事務所2階）
- ・ 藤野福祉相談センター（藤野総合事務所2階）
- ・ 中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階）
- ・ 南高齢・障害者相談課（南保健福祉センター1階）
- ・ 郵送の場合の送付先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 介護保険課 認定班

5 受取方法、留意事項

窓口等で受付後、介護保険課で処理を行い、概ね7～8営業日以降に提供いたします。

- (1) 窓口受取：中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階）のみ

窓口での受領時は、事業所が発行する身分証明書を提示して、受付日と事業所名を申し出てください。受領確認書に受領日、受領者氏名を記入していただき、提供書類をお受け取りください。

